

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 30 日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第15号

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の 4 第11項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の 4 第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の 4 第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 （1）（略） （2） 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数	（国民健康保険税の減額） 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の 4 第11項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の 4 第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の 4 第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 （1）（略） （2） 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数

改正後	改正前
から 1 を減じた数100,000円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ (略) 2・3 (略)	から 1 を減じた数100,000円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ (略) 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。